

茅ヶ崎市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第9号

茅ヶ崎市財務規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市財務規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第53条中「20日以内」を「30日以内（市税にあつては、20日以内）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第53条の規定は、この規則の施行の日以後に納期限の到来する歳入に係る督促について適用し、同日前に納期限の到来する歳入に係る督促については、なお従前の例による。